

## 社会福祉法人双葉町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双葉町社会福祉協議会の役員等に対する報酬額等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1)理事 9名
- (2)評議員 13名
- (3)監事 2名
- (4)苦情処理委員 5名
- (5)評議員選任・解任委員 5名

(報酬額)

第3条 役員等の報酬は次のとおりとする。

区 分	報 酬 額	
理事	日当	3,000円
評議員	日当	3,000円
監 事	日当	3,000円
苦情処理委員	日当	3,000円
評議員選任・解任委員	日当	3,000円

2 前項の役員のうち本会職員及び公務員の職にある者については支給しない。

3 会長の報酬額は次の各号のとおりとする。

- (1)常勤：月額200,000円
- (2)非常勤：月額100,000円

(報酬の支給)

第4条 役員等の会議の開催ごとに、出席した役員等に支給する。

2 評議員には、定款第10条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 監事が、定期または随時の監査を実施したときに支給する。

4 会長の報酬の支給日は、職員の例による。

5 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 役員等がその職務の執行にあたって負担する費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、会議等に要する旅費（宿泊費含む）を社会福祉法人双葉町社会福祉協議会出張旅費規程に基づいて支給することができる。

(公表)

第6条 この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。
- 2 社会福祉法人双葉町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程（平成11年6月1日施行）は廃止する。

附則

- 1 この規程は、令和3年11月8日から一部改正施行する。

附則

- 1 この規程は、令和5年7月1日から一部改正施行する。

附則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から一部改正施行する。